

4

チェックポイント

「株主名簿」整備の重要性

名義株は ありませんか？

（1）名義株とは

名義株とは、真実の所有者と名義上の所有者が異なる株式のことです。たとえば、平成2年の商法改正までは、会社を設立する際、7名以上の発起人が必要でした。しかし、実際に投資者を集めることができないケースもあり、親族や従業員等から名義を借用して発起人とする場合もあったようです。こうしたケースで名義株が生じ、そのまま解消されずに現在に至っている会社も存在し、現在は、そうした名義株と没交渉となっていることも少なくありません。

（2）名義株の所有者（真実の株主）は誰か

名義株について、最高裁は、実際に出資をした者を株主であるとしています（昭和42年11月17日最高裁第2小法廷判決）。しかし、古い会社であれば、実際に出資したことを見明すための資料が廃棄されてしまったりして、証明することができない場合もあります。そうした状況の中、当該名義株主が株主として株主総会に参加し、議決権行使したことから内容に含まれる株主総会議事録が存在していたり、あるいは、剩余金の配当をしたこともありすると問題は複雑になります。

（3）名義株の解消

名義株がある場合、資料を収集する等して、これまでの経緯を確認することが重要なことと思われます。そのうえで、名義株主と交渉し、場合によつては、当該株主から株式を買い取る等の対応をすることがあります。そうした手段をとる上で、名義株主がどこにいるのか、また、名義株主と連絡をとることができるのか、という点は最初に必要な情報です。こうした意味で、「株主名簿」の整備は名義株の解消の第一歩といえるでしょう。

Check 4